

相続等により取得した農地の届出時における添付書類に関する実態把握の結果

令和7年3月4日
近畿管区行政評価局

➡ 近畿農政局への結果提供が契機となり、全国的な課題解決に向けた取組が進む

[【提供先】近畿農政局 【提供日】令和7年1月20日 【近畿農政局による対応】令和7年1月31日時点]

■ この度、当局の**行政相談に寄せられた声**※を端緒として、農地法に基づく相続等により取得した農地の届出時における添付書類の提出に係る運用実態を把握しました。

※ 農地法第3条の3に基づく相続農地の所有権移転の届出を行った際に市町村から登記事項証明書の提出を求められたが、制度上は不要ではないのか？



■ 実態把握の結果、**法令等に根拠がないにもかかわらず、添付書類の提出を求めている市町村が多数**みられました。また、添付書類の提出を求めないとした場合に現場が懸念する課題なども把握し、速やかな課題解決に向けて、その結果を近畿農政局に提供しました。

■ 当局の実態把握結果を受け、**近畿農政局**は、府県を通じ、管内市町村に対して、添付書類の提出を求めない適正な事務処理の徹底などに取り組むよう、**速やかに通知**しました。また、確実な改善を図るため、継続した**フォローアップ**を実施することとしています。

■ 今後、**農林水産省**においても、他の市町村に同様な周知を行い、**全国的な課題解決に向けた取組を推進していく予定**となっています。

💡 近畿管区行政評価局は、行政相談に寄せられた声や日々の業務の中で収集した国民、社会及び地域の課題に関する情報を端緒として、手法にとらわれず、現場の実態を把握し、施策運営上などの課題の解決を図ることで、各府省における施策の改善・推進に資する情報提供を行う取組を行っています。



照会先



総務省 近畿管区行政評価局
評価監視部 第3評価監視官 安芸(あき)
電話: 06-6941-8759
E-mail: knk12@soumu.go.jp
<https://www.soumu.go.jp/kanku/kinki.html>



※ 報道資料及び実態把握結果等の資料は当局ホームページに掲載しています。

制度・目的

- 農地の権利移動や権利設定等に係る許可を受けた農地について、その後の相続等により農地の権利を取得した者が行う届出は、法定事項を記載した届出書を提出するものであり、法令等に添付書類の提出を求める規定なし（農地法第3条の3、同法施行規則第19条）
 - デジタル社会の実現に向けた重点計画（閣議決定）でも、申請・届出手続において既に行政機関が保有している情報は、情報連携によって添付書類を省略することの必要性を明記。中でも、登記事項証明書は添付を求める場合が多い書類の一つであり、その入手に係る費用や時間が利用者の負担
 - 農地法においても、市町村は、所掌事務の遂行に必要な限度で、保有する農地情報の内部利用に加え、他の関係機関に情報提供を求めることが可能（法第51条の2）
- ▶ **行政相談を端緒として、届出を行う者の負担軽減を図る観点から、届出時における登記事項証明書など添付書類の提出に係る運用実態を把握するとともに、その省略に向けた課題を探り、速やかな課題解決に向けた取組推進に資するために実施**

実態把握結果

届出時に添付書類の提出を求める運用実態

- ▼ 近畿農政局管内の6府県から抽出した43市町村のうち、**28市町村(65%)**において、**法令等に根拠がない登記事項証明書等の添付書類の提出を求める運用**。その多くは、添付書類を求めない場合、届出情報の確認及び農地台帳への正確かつ迅速な反映ができないとの懸念
- ▼ 一方、**登記済通知※に記載された農地情報の内部利用**により添付書類を不要とし、届出情報の確認及び農地台帳の正確かつ最新性の確保に努めている市町村あり
※ 地方税法に基づき、登記があった都度、登記所から市町村に通知される登記情報

届出時に添付書類の提出を求めることに対する近畿農政局の意見

- ▼ 届出は、権利取得の法的効力を発生させるものではなく、法令等においても添付書類の提出を求める根拠規定はないことから、添付書類を求めることは望ましくない。
- ▼ 農地台帳の正確性確保のために義務付けられている固定資産課税台帳等との照合※に加え、行政機関内部等で把握・共有できる農地情報を届出事務等に積極的に活用することが望ましい。
※農地法に基づき、年1回以上の照合が義務付け

届出時に添付書類の提出を求めている市町村の意見

（添付書類の提出を求める運用について）

- ▼ 添付書類の提出を求めることが望ましくないことを承知していなかった。

（登記済通知に記載された農地情報の活用について）

- ▼ 登記済通知を活用する取組は、年1回実施している農地台帳と固定資産課税台帳との照合を補い、届出情報の確認及び農地台帳への正確かつ迅速な反映に資するものと考え。
- ▼ 届出に係る事務処理の考え方や登記済通知の活用に係る考え方の周知を望む。

近畿農政局と課題意識を共有して現場の意見を聴取



近畿農政局への実態把握結果の提供

▶▶ 実態把握結果を参考として、以下の取組を進める必要があると考える

- ① 届出時に添付書類の提出を求めないことの周知を図ること
- ② 添付書類の提出に代え、届出情報の確認及び農地台帳の正確な記録等の確保手段の一つとして、登記済通知を活用する取組例及びその活用に係る考え方の周知を図ること

近畿農政局による対応

▶▶ 府県を通じ、以下の事項に取り組むよう市町村に通知

- ① 届出時に不要な添付書類の提出を求めることのない適正な事務処理の徹底
- ② 届出情報の速やかな確認及び農地台帳の正確な記録確保等に有効な手段と考えられる登記済通知の活用例の周知
- ③ 登記済通知の活用に係る考え方の周知
- ④ 確実な改善を図るため、継続したフォローアップの実施

農林水産省（本省）による対応

- ▶▶ **今後、地方農政局等を通じ、他の市町村にも同様の周知を行い、全国的な課題解決に向けた取組を推進（予定）**